

装管調第84号  
27.10.1  
一部改正 装管調第5877号  
28.4.1  
一部改正 装管調第3353号  
令和2年3月9日  
一部改正 装管調第17714号  
令和2年12月24日

大臣官房長  
防衛省本省の施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

インセンティブ契約制度実施要領に関する細部事項について (通知)

標記について、インセンティブ契約制度について (防経装第9132号。25.6.28) 第10項第1号の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：インセンティブ契約制度実施要領に関する細部事項  
配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

## インセンティブ契約制度実施要領に関する細部事項

### 1 趣旨

この細部事項は、インセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25.6.28）に定めるインセンティブ契約制度実施要領（以下「実施要領」という。）の統一かつ円滑な処理を行う目的として、実施要領第10項第1号の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

この細部事項における用語の定義は、実施要領に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

### 3 細部事項の総則

この細部事項に係る概括的な流れは別図第1及び別図第2のとおりとし、制度の実際は実施要領及びこの細部事項本文の各項に定めるところによる。なお、契約担当官等は、原価改善を行う前の契約の相手方の生産状況（習熟度、歩留率等）について、しっかり把握するように努めるものとする。

### 4 インセンティブ特約条項の付帯（実施要領第4項関連）

- (1) 防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長は、別紙様式第1を基準にインセンティブ特約条項を定めるものとする。
- (2) 防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長は、契約担当官等がインセンティブ特約条項を付帯すべき契約の種類（製造請負契約、役務請負契約、試作研究請負契約を含む。）をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 契約担当官等は、会計法第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合を除き、前号に規定する契約の種類に該当する契約であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結するときは、インセンティブ特約条項をもれなく付帯するものとする。なお、前号に規定する契約の種類に該当しない契約であっても、契約の相手方が希望するときは、当該契約にインセンティブ特約条項を付帯することを妨げない。

### 5 原価改善提案及び原価改善申告を受理した場合の措置（実施要領第5項第1号関連）

- (1) 防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長は、別紙様式第2を基準に原価改善提案書及び原価改善申告書を定めるものとする。
- (2) 契約担当官等は、契約の相手方から原価改善提案書又は原価改善申告書が提出された場合には、これを受理するものとする。ただし、原価改善提案書又は原価改善申告書に不備がある場合には、契約の相手方がその不備を補正した後に受理するものとする。
- (3) 契約担当官等は、原価改善提案書若しくは原価改善申告書の不備を補正し、又はこれらの申請に際して補足資料を要求する場合には、必要かつ最低限の範囲にとどめるものとし、審査の簡素化と迅速化に努めなければならない。

### 6 原価改善提案の採用及び原価改善申告の認定の時期（実施要領第5項第2号及び第4号関連）

契約担当官等は、原価改善提案書又は原価改善申告書を受理した場合には、原価改善提案等審査会の審査を経たうえで、当該原価改善提案書又は原価改善申告書の採否の決定を行い、実施要領第5項第4号のそれぞれに規定する時期までに、契約の相手方にその結果を通知しなければならない。ただし、当該期限までに通知することが相当困難な理由がある場合に限り、15日を限度として期限を延長することができる。この場合において契約担当官等は、契約の相手方に対して延長後の期限と延長の理由を通知しなければならない。

## 7 原価改善提案等審査会による審査（実施要領第5項第3号関連）

- (1) 原価改善提案等審査会は、契約の相手方から原価改善提案について、採用の適否を次のとおり審査する。
  - ア 契約担当官等は、原価改善提案の採用の適否について、原価改善提案等審査会に諮問する。
  - イ 原価改善提案等審査会の長は、契約担当官等から諮問があった場合には、審査会構成員（実施要領第9項第2号で規定される構成員をいう。）を招集し、原価改善提案等審査会を開催する。
  - ウ 契約担当官等は、原価改善提案が装備品等の機能又は性能に影響を及ぼすものである場合には、原価改善提案等審査会の開催までに、当該原価改善提案の採用について調達要求機関（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」）という。）第11条に規定する調達要求を行う機関の長等（調達実施訓令第11条に規定する調達要求を行う機関の長及び物品管理官をいう。）の意見を求め、回答を得なければならない。
  - エ 原価提案等審査会は、実施要領第3項第2号の要件を基準とし、原価改善提案の採用の適否を審査する。原価改善提案が装備品等の機能又は性能に影響を及ぼすものである場合には、ウによる調達要求機関の長等の意見を踏まえ審査する。
  - オ 原価提案等審査会の長は、エの審査の結果を契約担当官等に答申する。
  - カ オにおいて、原価改善提案の採用を不適当とする答申を行う場合には、その理由についても明らかにしなければならない。
- (2) 原価改善提案等審査会は、契約の相手方から原価改善申告について、採用の適否を次のとおり審査する。
  - ア 契約担当官等は、原価改善申告の採用について、原価改善提案等審査会の長及び審査会構成員に対して、意見を求める。
  - イ 原価改善提案等審査会の長及び審査会構成員は、実施要領第3項第3号の要件に照らし、原価改善申告の採用が適当と認め難いと判断する場合には、疑義の意見を付す。
  - ウ 意見照会の結果、疑義の意見がない場合には、原価改善提案等審査会において原価改善申告の採用を適当とする答申があったものとみなす。疑義の意見があった場合には、審査会構成員を招集し、原価改善提案等審査会を開催する。
  - エ 原価改善提案等審査会は、疑義の意見を基に、原価改善申告の採用の適否を審査し、審査結果を契約担当官等に答申する。この際、原価改善申告が加工工程に関する改善として認めることが適当でない特段の理由がない限り、当該原価改善申告の採用を不適当とする答申を行ってはならない。
  - オ エにおいて、原価改善申告の採用を不適当とする答申を行う場合には、その理由についても明らかにする。
- (3) 原価改善提案等審査会への審査案件の説明は、契約担当官等又はその部下職員が行う。
- (4) 原価改善提案等審査会は、審査の議事概要を記録し、これを保存しなければならない。

## 8 調達要求機関による原価改善提案の確認（実施要領第5項第5号及び第6号関係）

- (1) 調達要求機関の長等は、前項第1号ウにより、契約担当官等から意見を求められた場合には、原価改善提案の採用が対象となる装備品等の部隊での使用に支障を生じるものか否かを確認し、原価改善提案等審査会の開催までに回答しなければならない。
- (2) 前号の確認の結果、装備品等の部隊での使用に支障を生じるおそれがない場合には、当該原価改善提案の採用について異議のない旨回答しなければならない。部隊での使用に支障を生じるか否かの判別に確認試験（原価改善提案を行う者が、当該原価改善提案の内容の信頼性、妥当性、実現可能性などを確認するために必要な範囲で実施する試験をいう。）が必要な場合は、確認試験を行うことを条件として、採用について異議のない旨回答する。

## 9 原価改善提案又は原価改善申告の採否及び確認書の交換（実施要領第5項第5号及び第6号関係）

- (1) 契約担当官等は、原価改善提案等審査会の答申を尊重した上で、原価改善提案又は原価改善申告の採否を決定し、契約の相手方に通知する。不採用とする決定を行った場合には、同通知においてその理由を併せて明らかにしなければならない。
- (2) 契約担当官等は、第7項第1号ウの規定により調達要求機関の長等に意見を求めた原価改善提案について、採否の決定結果を当該調達要求機関の長等に通知する。当該原価改善提案の採用が、仕様書等の変更を伴う場合には、当該通知に替えて、調達要求機関の長等に仕様書等の変更を協議する。
- (3) 調達要求機関の長等は、前号の協議に対して、仕様書等の変更通知を速やかに行う。事務処理上の都合等により、仕様書等の変更通知を速やかに行うことが困難な場合には、変更通知を行う期日を先に回答し、事後、当該期日までに当該仕様書等の変更通知を行うものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の通知を行った後に遅滞なく、契約の相手方との間で、インセンティブ特約条項第7条のそれぞれの規定に基づく確認書の交換を行う。原価提案の採用が履行中の契約において仕様書等との変更を必要とする場合には、契約変更の時期を明らかにする。
- (5) 原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）による申請の場合には、コスト削減額の確定のために実施する原価監査について、当該原価監査の範囲及びコスト削減額の確定日、その他の原価監査の実施に必要な事項を取り決める。この際、原価監査の範囲は、原価改善提案と直接に関連する範囲に限定して指定しなければならない。
- (6) 確認書において確認するインセンティブ料の料率は、実施要領第6項第3号に規定する料率とする。
- (7) 制度の適用は、確認書の交換をもって開始することとする。ただし、当該期間中に確認書を取り消した場合には、その時点をもって適用期間が終了したものとする。

#### 1 0 確認書の取消し（実施要領第5項第5号及び第6号関係）

- (1) 原価改善提案の実施によっても製造原価の削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等、正当な理由により、契約の相手方から確認書の取消しを求められたときには、契約担当官等はこれに応ずるものとする。
- (2) 確認試験の実施により、原価改善提案の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、契約担当官等は確認書を取り消すものとする。
- (3) 前各項の確認書の取消し時において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っているとき、又は原価改善提案の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、契約担当官等は、調達要求機関の長等に対し、原価改善提案を実施しない場合の仕様書等に戻すための協議を行うものとする。
- (4) 調達要求機関の長等は、前号の協議に対して、仕様書等について原価改善提案を実施しない場合のものに戻す変更通知を行う。
- (5) 契約担当官等は、前号の変更通知を受理した場合には、該当する契約について、速やかに契約変更を行う。
- (6) 確認書の取消しに伴って、原価改善提案若しくは原価改善申告を実施しない場合の契約金額に増額し、又は戻すための契約変更はできない。

#### 1 1 インセンティブ料の取扱い（実施要領第6項関係）

- (1) インセンティブ料は、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格算定訓令」という。）第36条の2に規定する利益（同訓令第77条に規定する報奨の額を除く。）として取り扱うものとし、その名称には「インセンティブ料」を付すものとする。
- (2) コスト削減額及びインセンティブ料は、インセンティブ契約制度の適用期間中、確認書で確約した

金額をもって確定する。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）による申請の場合にあっては、確認書で取決めた原価監査によって確定したコスト削減額及びインセンティブ料をもって、同契約制度適用期間中のコスト削減額及びインセンティブ料を確定する。

- (3) 契約担当官等は、実施要領第6項第3号に基づいて計算した計算価格から予定価格を算定する過程において、落比（予定価格算定訓令第83条第1項に規定する契約価格比をいう。）をインセンティブ料に適用してはならない。
- (4) 契約担当官等は、制度の適用期間中に新たな契約を締結する際に、申請契約のコスト削減額及びインセンティブ料が確定していない場合には、原価改善提案又は原価改善申告が実現する前の製造原価によって計算価格を計算し、コスト削減額及びインセンティブ料の確定後に、当該確定金額と契約金額との差額相当額を減額し、又は国庫に返納するための措置をとるものとする。

## 1.2 インセンティブ適用契約特約条項（インセンティブ契約制度の適用を受ける契約に関する特約条項をいう。）の付帯（実施要領第7項関係）

- (1) 契約担当官等は、制度の適用期間に新たに締結する契約について、インセンティブ特約条項のほか、インセンティブ適用契約特約条項を合わせて付すものとする。
- (2) 防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長は、別紙様式第4を基準として、契約担当官等が契約に付すインセンティブ適用契約特約条項をあらかじめ定めしておくものとする。
- (3) 契約担当官等は、申請契約についても、制度の適用を受ける契約であることを明確化するため、次に掲げる時点においてインセンティブ適用契約特約条項を付すための契約変更を行うものとする。
  - ア 原価改善提案方式（コスト削減額確約型）及び原価改善申告方式の場合には、確認書の交換を行った日から15日以内
  - イ 原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）である場合には、コスト削減額を確定する変更契約を行うとき（ウの場合を除く。）
  - ウ 原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）であり、コスト削減額の確定日を支払い完了以降の日としている場合には、確認書の交換日から15日以内

## 1.3 制度の適用期間中の契約を随意契約とする場合の手続き（実施要領第8項第2号関係）

- (1) 実施要領第8項第2号の規定に基づき、申請契約を随意契約によって契約する場合の手続きの総括的な流れは別図第3のとおりとし、手続きの実際は通達及びこの項の各号に定めるところによるものとする。
- (2) 契約担当官等は、申請契約が実施要領第8項第2号ア又はイの条件を満たし、事後の申請契約を随意契約によって契約することとなった場合、確認書の交換時に、申請契約が当該条件に該当するものか否かを確認し、インセンティブ特約条項第10条第3項の措置をとる。
- (3) 契約担当官等は、前号の規定による確認を行った場合には、当該確認を行ってから15日以内に別紙様式第5を基準とした公示を掲示板及びインターネットに掲示し、制度の適用を受ける期間において新規参入を常続的に募るものとする。この際、契約担当官等が前号の確認に基づいて対象となる契約を随意契約によって締結するときは、当該随意契約に係る調達伺の起案日（指名随契審査会（調達実施訓令第15条に規定する指名随契審査会をいう。）に付議する場合にあって、当該契約に係る指名随契審査会付議伺の起案日）の前日から起算して少なくとも10日前までに当該公示が行われていなければならない。
- (4) 契約担当官等は、前号の公示に対して、新規参入を希望する者が当該公示での募集に申し込む場合の要領（申込みに必要な書類の様式を含む。）を入札及び契約心得においてあらかじめ定めしておくものとする。
- (5) 契約担当官等は、第3号の公示に対し、新規参入を希望する者からの申し込みがあり、当該申し込みを審査した結果、該者が新規参入者として適正であると判定した場合には、以後の契約を契約の相

手方と新規参入者との指名競争契約によって契約するものとする。

- (6) 前号の指名競争契約に係る予定価格は、実施要領第6項第3号に規定する方法によって算定することを基本とし、入札者にはインセンティブ料（新規参入者にとっては、それに相当する額として、第10号の価格削減インセンティブ料）を含んだ価格によって入札を行わせるものとする。
- (7) 通達第8項第2号イに該当するため随意契約とした契約について、第5号の規定に基づく指名競争入札を行い、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って当該新規参入者から別紙様式第6を基準とした価格削減確認書を提出させ、当初の契約の相手方が受けていた制度の適用終了年度において、当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約束させるものとする。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが2回目以降の契約であって、過去に同種契約に係る価格削減確認書を契約担当官等に提出している場合にはこの限りでない。
- (8) 契約担当官等は、制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者との契約を締結するときは、別紙様式第7を基準とした特約条項を付すものとする。
- (9) 契約担当官等は、新規参入者が前号の価格削減確認書の提出を拒んだ場合には、第5号の指名競争入札における落札を取消し、当初の契約の相手方との随意契約を再開するものとする。新規参入者が、価格削減確認書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とする。
- (10) 契約担当官等は、新規参入者が価格削減確認書を提出した後に、新規参入者の見積資料を基にした予定価格を算定するときには、実施要領第6項第3号の規定に倣って計算価格を計算するものとする。  
なお、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者と契約するのが初回で、価格削減確認書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、価格削減インセンティブ料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初の契約の相手方がコスト削減を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格削減インセンティブ料とみなして、別紙様式第7を基準とした特約条項にその額を記載するものとする。
- (11) 契約担当官等は、前号に基づいて計算した計算価格から予定価格を算定する過程において、落比を価格削減インセンティブ料に適用してはならない。
- (12) 契約担当官等は、制度の適用を受ける期間において、当初の契約相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り、指名競争契約によって契約することを基本とするものとする。  
なお、いずれか一方の者が指名競争契約に係る入札への参加を辞退した場合には、他方の者との随意契約によって契約するものとする。

#### 1.4 インセンティブ契約制度の再度申請及び適用期間の延長

- (1) 契約担当官等は、契約の相手方から制度の適用の再度申請があった場合には、この細部事項の第7項から第9項の規定を準用し、原価改善提案又は原価改善申告の採否を決定する。
- (2) 前項により、原価改善提案又は原価改善申告の採用を決定した場合には、インセンティブ特約条項第7条に基づく確認書を契約の相手方と交換する。

#### 1.5 インセンティブ契約制度の適用期間終了後の契約の取扱い

インセンティブ契約制度の適用期間が終了した原価改善提案又は原価改善申告を無償で使用することができるものとする。ただし、知的財産権、著作権その他排他的な権利により構成される原価改善提案又は原価改善申告についてはこの限りではない。

#### 1.6 原価改善提案及び原価改善申告の保護

- (1) 原価改善提案及び原価改善申告は、これらを申請した契約の相手方の同意がなければ、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。
- (2) 契約担当官等は、前号の疑義を事前に回避するため、原価改善提案書及び原価改善申告書並びに確認書において、インセンティブ特約条項第12条の措置を契約の相手方にとらせる。

#### 1 7 制度の適用状況の報告

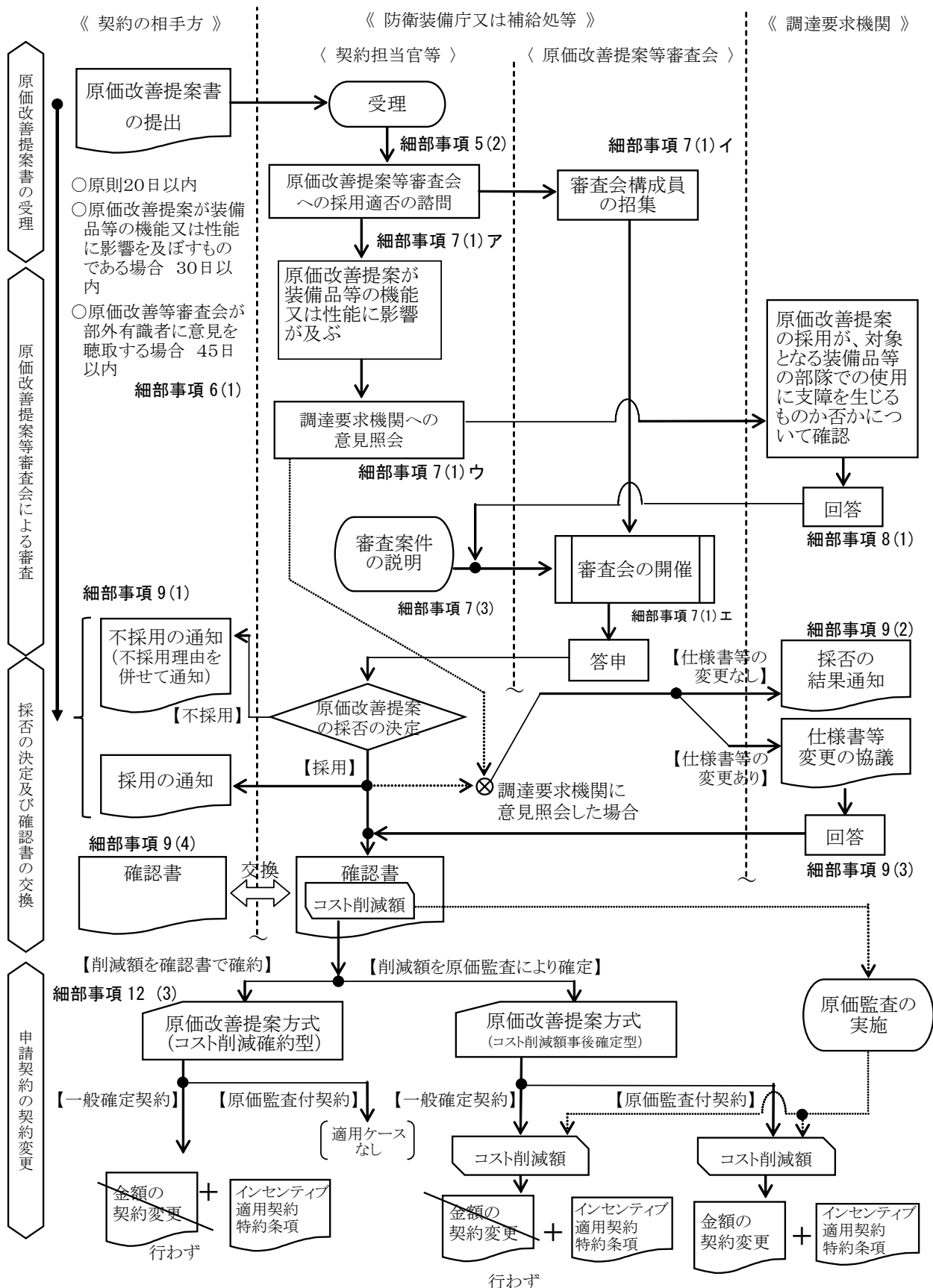
補給処等所管機関の長は、制度の申請、審査及び採用決定の状況について、毎年度、防衛装備庁長官に報告するものとする。

#### 1 8 その他実施に関し必要な事項

この細部事項の実施に必要な事項は、防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長が、それぞれの所掌する契約事務の範囲において定めるものとする。

インセンティブ契約制度の適用手順に関する概括的な流れ  
(原価改善提案方式による申請の場合)

別図第 1

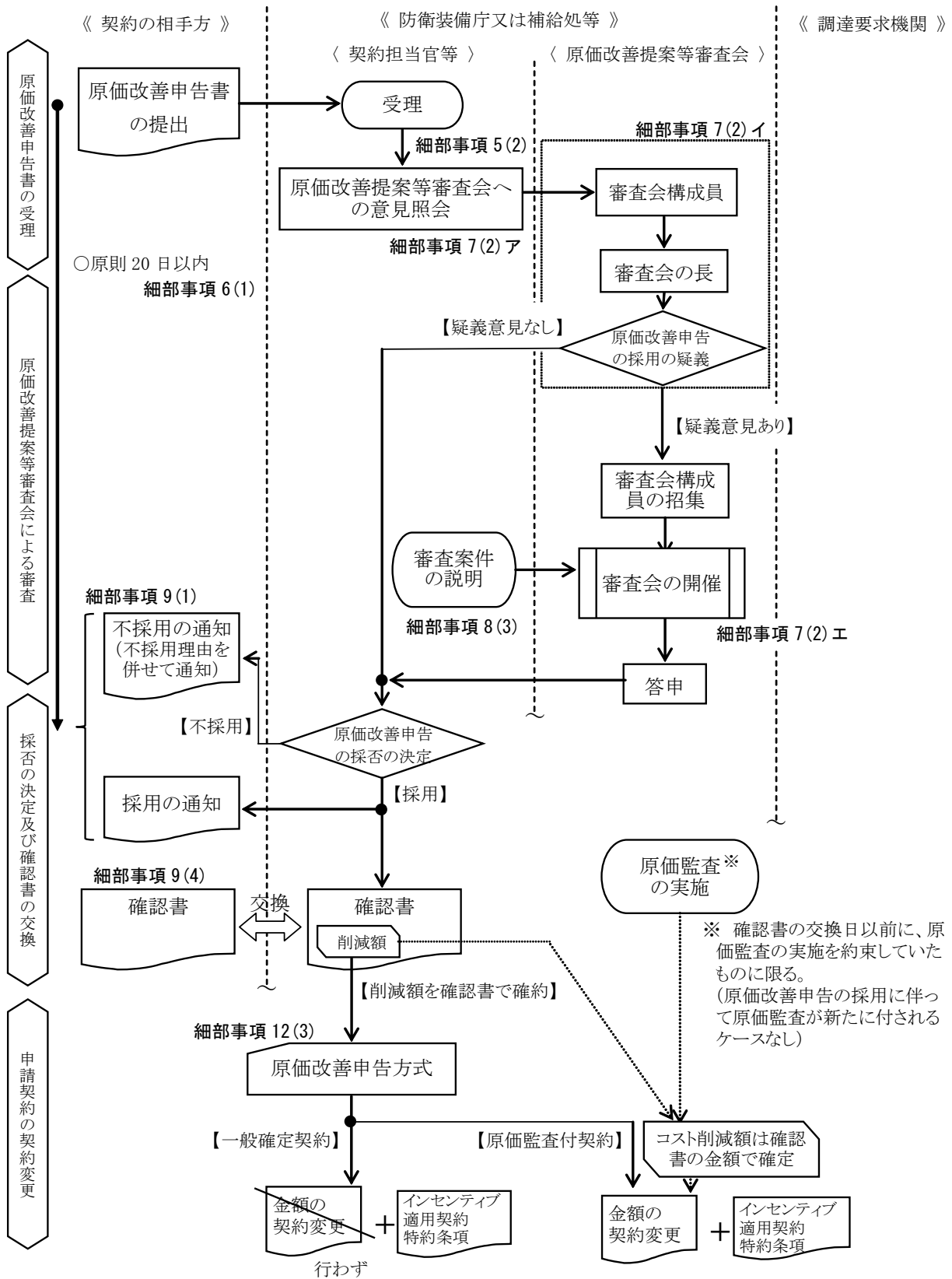


※ 本図は概括的な手順を示したものであり、実際の手順はインセンティブ契約制度細部事項による。



インセンティブ契約制度の適用手順に関する概括的な流れ  
(原価改善申告方式による申請の場合)

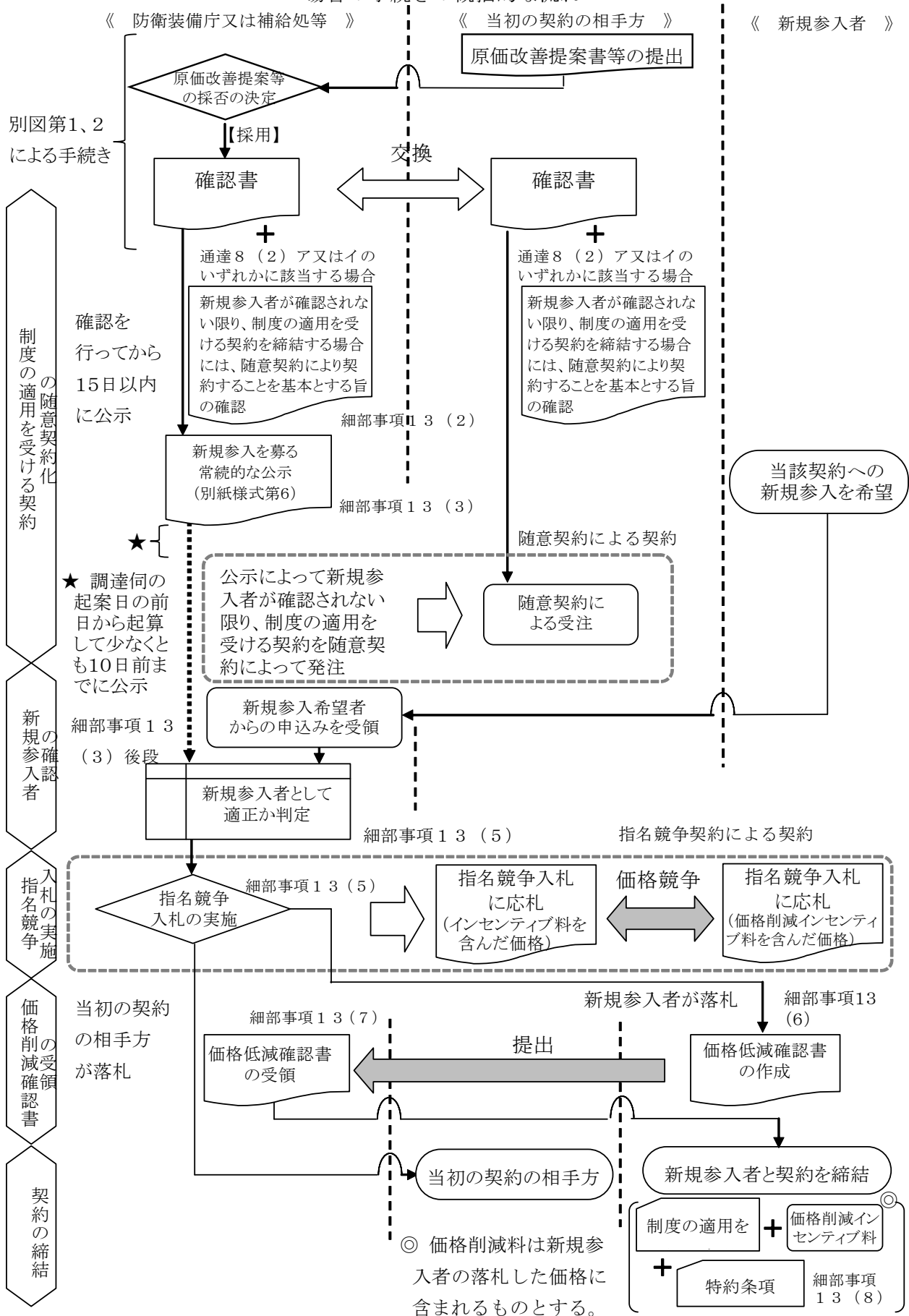
別図第2



※ 本図は概括的な手順を示したものであり、実際の手順はインセンティブ契約制度実施要領による。

インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を随意契約とする場合の手続きの概括的な流れ

別図第3



## インセンティブ契約制度に関する特約条項

甲及び乙は、インセンティブ契約制度に関し、次の特約条項を定める。

### (インセンティブ契約制度の趣旨)

第1条 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準としてじ後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲（インセンティブ）の向上を図ることを趣旨とする。

### (用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術若しくはアイデア・製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は契約の締結時に想定されなかった習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品及び部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) 原価改善提案 乙が当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、甲に対して当該原価改善の実施を提案することをいう。
- (7) 原価改善申告 乙が当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、甲に対して当該原価改善の事実を申告することをいう。
- (8) 申請契約 乙がインセンティブ特約条項に基づき、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。
- (9) 一般確定契約 甲が行う原価監査を伴わない契約をいう。
- (10) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

### (インセンティブ契約制度の適用方式)

第3条 インセンティブ契約制度の適用方式及び各適用方式の詳細は次の表のとおりとする。

適用方式	適用方式の詳細
原価改善提案方式 (コスト削減額確約型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法及びコスト削減額を契約担当官等に確約して提案する方式。ただし、この方式を原価監査付契約（甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。）に適用することはできない。
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法を契約担当官等に確約して提案し、当該原価改善によるコスト削減額は契約担当官等の実施する原価監査によって確定する方式。 なお、この方式を一般確定契約（甲が行う原価監査を伴わない契約をいう。）に適用するときの原価監査は、専らコスト削減額を確定するために行うものとして、当該原価監査の対象とする製造原価の範囲を原価改善に係る費目に限定して行うものとする。
原価改善申告方式	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、当該原価改善の方法及びコスト削減額を契約担当官等に申告する方式

2 原価改善提案方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 原価改善を実施することにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があることが明白であること。
  - イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。
- (3) 乙又は乙の下請負企業が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあつては、この限りでない。
- (4) 納期に変更がないこと。ただし、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

3 原価改善申告方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 原価改善を実施したことにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を変化させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでなかったこと。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があつたことが明白であること。
  - イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。
- (3) 乙又は乙の下請負企業が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあつては、この限りではない。
- (4) 納期に変更がないこと。

(インセンティブ契約制度の適用申請)

第4条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、入札及び契約心得（〇〇第〇〇号。〇。〇。〇）にお

いて定める手続きに従い、原価改善提案書（原価改善提案を行うための申請書類をいう。）又は原価改善申告書（原価改善申告を行うための申請書類をいう。）（以下「提案書等」という。）を甲に提出するものとする。

2 提案書等の甲への提出期間は次のとおりとする。

(1) 原価改善提案方式による適用申請にあつては、契約履行を開始してから、原価改善に着手するまでの間。ただし、インセンティブ契約制度の適用には、当該原価改善の着手までに原価改善提案の採用が決定されることを要する。

(2) 原価改善申告方式による適用申請にあつては、契約の履行を開始してから、当該契約の履行を完了するまでの間。ただし、当該契約が原価監査付契約であつて、当該原価監査付契約に係る実際原価計算書を契約の履行の完了よりも前に提出することを約定しているときは、当該実際原価計算書の提出までに、原価改善申告書を提出することを要する。

3 甲は、乙から提案書等が提出された場合は、当該提案書等の内容を審査し、当該提案書に係る原価改善提案等の採用又は認定の可否を決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、原価改善提案を採用しないとき、原価改善提案の採用に条件を付すとき、又は原価改善申告を認定しないときは、その理由を乙に示すものとする。

4 前号の決定は、原則として、提案書等の提出日から20日以内に行うものとする。

（原価改善提案の採用及び原価改善申告の認定）

第5条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、入札及び契約心得（〇〇第〇〇号。〇。〇。〇）において定める手続きに従い、原価改善提案書又は原価改善申告書を甲に提出することによって、これを行うものとする。

2 甲は、乙から原価改善提案書又は原価改善申告書を受理したときは、原則として20日以内に、当該原価改善提案又は当該原価改善申告による原価改善の方法及びその効果によるコスト削減額がこの特約条項の趣旨に照らして適正であるか否かの審査（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあつては、コスト削減額についての審査を除く。）を行い、乙に当該原価改善提案の採用の可否又は当該原価改善申告の認定の可否について通知する。ただし、原価改善提案の採用によって、装備品等の機能若しくは性能若しくは役務の効果又は防衛省におけるじ後の整備若しくは補給に係る業務に変更を生じる場合は、当該原価改善提案の採用に係る通知を30日以内に行うことができるものとする。また、当該原価改善提案の採用決定に当たって、甲が部外の有識者に意見を聴取する場合には、当該通知を45日以内に行うことができるものとする。

3 前項の規定によらず、甲は、正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、同項に規定する期限を延長することができるものとする。

4 甲は、乙の原価改善提案の採用によつた装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断したときは、当該原価改善の着手後に確認試験を行うことを条件として、当該原価改善の採用を決定することができるものとする。この際、確認試験について第9条の規定のほかに必要な事項は、甲乙が協議して別に定めるものとする。

5 甲は、乙の原価改善提案を採用しない又は原価改善申告を認定しない決定を行ったときは、第2項に基づく乙への通知において、その理由を明らかにしなければならない。

（インセンティブ契約制度の適用期間）

第6条 インセンティブ契約制度の適用は、原価改善提案の採用決定を行った日（以下「採用決定日」という。）又は原価改善申告の認定を行った日（以下「認定日」という。）から開始するものとし、適用期間は原則5年間とする。ただし、申請契約（乙がこの特約条項に基づいて原価改善提案書又は原価改善申告書を提出することにより、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。以下同じ。）の金額に対するコスト削減額の割合が10パーセントを上回る場合は、当該割合が10パーセントを上回るごとに適用期間を1年ずつ加算するものとする。

（インセンティブ契約制度に関する確認書の交換）

第7条 甲が原価改善提案を採用決定し、又は原価改善申告を認定した場合は、甲及び乙は、速やかに、入札及び契約心得に定めるインセンティブ契約制度に関する確認書（以下「確認書」という。）を相互に交換し、次の各号の事項を確認するとともに、申請契約にインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に関する特約条項（以下「インセンティブ適用契約特約条項」をいう。）を付帯する変更契約を締結するものとする。なお、採用決定日又は認定日以降であっても、甲及び乙が確認書を交換するまでの間にあっては、インセンティブ契約制度の効力は発生しないものとする。

- (1) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約（原価改善提案書の提出により採用決定され、又は原価改善申告書の提出により認定された原価改善による工程を契約履行の一部に含み、この特約条項に定めるインセンティブ契約制度の適用を受けることとなる契約をいう。以下同じ。）の範囲
- (2) インセンティブ契約制度の適用期間
- (3) 原価改善の方法
- (4) 原価改善によるコスト削減額（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあっては、当該コスト削減額は甲が行う原価監査によって後日確定する旨及び当該原価監査の実施に当たって必要な事項を明らかにする。）
- (5) 適用期間の各年度でのインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、次条の規定による。）
- (6) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。）
- (7) その他の必要な事項

2 乙は、甲が第5条第2項に基づく通知を乙に行った後であっても、前項による確認事項に合意できないときは、確認書の交換を文書によって拒否することができる。

3 原価改善提案の採用が第4条第2項第1号ただし書の要件を満たし、仕様書等の変更を要する場合には、甲及び乙は、当該仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定めるとともに、所要の契約変更の措置を執るものとする。

（インセンティブ料）

第8条 甲は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を乙から調達するときは、コスト削減額に次の表のインセンティブ料率を乗じた額をインセンティブ料とし、当該コスト削減額を考慮して計算した計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）において、利益の一部として認めるものとする。ただし、対象となる各契約におけるインセンティブ料は、当該契約に係るコスト削減額を上回ってはならないものとする。

（単位：パーセント）

番号	インセンティブ料率 （※1）	採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					5年超 （※3）
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	
1	原価改善提案方式 （コスト削減額確約型）	90	85	80	75	70	(55)
	コスト削減額が申請契約の金額の5パーセントを上回る場合（※2）	コスト削減額のうち、申請契約の金額の5パーセントに相当する額までは上記料率を用い、5パーセントを上回る額については当該部分に上記料率に10パーセントを加算した料率を用いる。					
2	原価改善提案方式 （コスト削減額事後確定型）	80	75	70	65	60	(55)
3	原価改善申告方式	55	55	55	55	55	(55)

摘 要	<p>※ 1 上記のインセンティブ料率は、原価改善によるコスト削減に伴って減少することとなる利益の相当額をインセンティブ料の一部として補填することを目的とした減少利益補填率 5 パーセントを含んだ料率である。</p> <p>※ 2 申請契約が複数の契約にまたがる場合には、当該契約の金額の平均（数量による平均）によって判断する。</p> <p>※ 3 「5 年超」の欄のインセンティブ料率は、コスト削減額が第 6 条ただし書きに該当し、5 年を超える適用期間を適用する場合にのみ用いる料率である。</p>								

- 2 前項のインセンティブ料の算定のもととなるコスト削減額は、原価改善提案方式（コスト削減額確約型）及び原価改善申告方式による場合にあつては、確認書において乙が甲に確約したコスト削減額とする。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）による場合にあつては、確認書で確認した原価監査によって原価改善の事後に確定するコスト削減額とする。
- 3 コスト削減額は、確認書において乙が甲にその額を確約し、又は原価監査によって一旦確定を行った後は、インセンティブ契約制度の適用期間中において、確定金額として取り扱うものとする。
- 4 申請契約が一般確定契約である場合には、インセンティブ契約制度は当該申請契約の支払金額に影響を及ぼさないことを前提として適用するものとし、原価改善提案の採用決定後又は原価改善申告の認定後に、申請契約の契約金額からコスト削減額を減額する変更契約は行わないものとする。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）を一般確定契約に適用する場合にあつても、当該方式において実施する原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定することを目的として、当該原価監査の対象となる範囲を原価改善に係る範囲に限定して実施する趣旨のもと、確認書で甲及び乙が確認した範囲に限って原価監査を実施するとともに、確定されたコスト削減額を申請契約の契約金額から減額する契約変更は行わないものとする。
- 5 申請契約が原価監査付契約である場合には、原価改善提案方式（コスト削減額確約型）を当該申請契約に適用することはできないものとする。また、甲は、原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）又は原価改善申告方式を適用した申請契約において原価監査によって契約金額の代金又は超過利益を確定する場合には、コスト削減額に第 1 項の表の「1 年以内」の欄の料率を使用して算出したインセンティブ料を加算した額をもって当該確定を行うものとする。

#### （確認試験）

- 第 9 条 乙は、第 5 条第 4 項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。
- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、乙の原価改善提案の採用によつた装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務の実施が当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を速やかに提出しなければならない。
  - 3 甲は、確認試験結果報告書において当該装備品等の機能又は性能に低下が確認された場合には、確認書を取消し、インセンティブ契約制度の適用を解除することができる。この際、原価改善効果によるコスト削減額を考慮した価格で締結した契約の金額を、当該コスト削減額を考慮しない価格に増額する契約変更を行うことはできないものとする。
  - 4 確認試験に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、確認試験の実施後、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、当該契約のコスト削減額とインセンティブ料の差額の累計が当該確認試験に係る費用を上回らない範囲において、当該差額を原価改善確認試験料として、計算価格の算定における販売直接費の一部として認めるものとする。

（インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱い）

第10条 インセンティブ契約制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

2 確認書の交換日において申請契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であつて、インセンティブ契約制度の適用期間中に甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときには、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約は随意契約によって契約することを基本とするものとする。ただし、この場合には、確認書において「甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認していることを要する。

(1) 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によつても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2) 乙が、申請契約の金額に対して20パーセントを超える割合となるコスト削減額での原価改善によつて、インセンティブ契約制度の適用期間中に締結する契約を履行する約束をした場合

3 前項ただし書きの規定は、申請契約が随意契約であつた場合にも、甲乙間で契約方式（一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の別をいう。）に関する疑義が後日に生じることを未然に防ぐ目的として準用するものとし、確認書において「申請契約において甲が随意契約の方式を採用することとなつた前提条件に変更のない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認するものとする。

4 甲及び乙は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結するときには、この特約条項のほか、インセンティブ適用契約特約条項を当該契約に付帯することを要する。

（インセンティブ契約制度の適用期間終了後の契約の取扱い）

第11条 甲は、インセンティブ契約制度の適用期間を終了した原価改善提案又は原価改善申告を無償で使用することができるものとする。ただし、知的財産権、著作権その他の排他的権利により構成される原価改善提案又は原価改善申告についてはこの限りではない。

（原価改善提案又は原価改善申告の保護）

第12条 甲は、この特約条項に基づく原価改善提案又は原価改善申告について、乙の同意がなく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

2 原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載の事項については、第三者への開示に必要な乙の同意が得られているものとみなす。このため、甲及び乙は、原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載すべき事項に乙が第三者への開示を同意しない事項が含まれる場合には、当該事項については関係する書類の別添資料において記載し、当該資料に第三者への開示を不可とする旨の表示を行うなどの適切な措置を執るものとする。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

第13条 乙は、原価改善提案の採用決定又は原価改善申告の認定において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを甲が確認した場合には、当該原価改善提案の採用決定又は当該原価改善申告の認定によつてインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。

2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。



{ 原価改善提案書 }  
{ 原価改善申告書 }

1 提案又は申告案件

【記入例】 ○○の○○工程の改善

2 提案又は申告番号

【記入例】 ○○－○○号

3 提案又は申告年月日

4 提案又は申告事業者名等

【記入例】 ア 住所  
イ 会社名  
ウ 代表者名

5 担当者の所属・氏名・番号

6 形態管理との関連

※1 有り、無しの区分について記載すること  
※2 有りの場合については理由も示すこと

7 受理欄（受理者記入）

※1 受理、訂正受理、不受理の区分について記載すること  
※2 受理、訂正受の場合は受理年月日を記載すること  
※3 不受理の場合は、理由と不受理決定日を記載すること

【記入例】 訂正受理（受理年月日：○○.○○.○○）

【記入例】 原価改善提案方式（コスト削減額確約型）

8 運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等

9 提案の内容

10 提案の対象となる契約

※ 調達要求番号、契約品名、契約金額、認証番号・認証年月日、契約方式・契約方法、数量・納期、担当地方防衛局等について記載

11 提案に添付する資料

【記入例】 ○○を示す資料

1 2 提案によって影響を受ける事項

※ 安全性、信頼性、整備性、操作性、互換性、耐久性、性能、電子計算機プログラム、関連機器等、質量、重心、容積、試験、補用品、官給品等について記載

1 3 変更される部品等

※ 1 有り、無しの区分について記載すること  
※ 2 有りの場合については該当部品を示すこと

1 4 変更が必要とする器材等

※ 1 有り、無しの区分について記載すること  
※ 2 有りの場合については該当器材等を示すこと

1 5 変更を要する技術資料

※ 1 有り、無しの区分について記載すること  
※ 2 有りの場合については該当技術資料を示すこと

1 6 確認試験の要否及び内容

※ 1 必要、不要の区分について記載すること  
※ 2 必要の場合については該当部品を示すこと

1 7 コスト削減額の見積

※ 部品等の価格変動、技術変更に要する経費、試験に要する経費、削減される経費

1 8 既納品への処置

※ 1 必要性あり、必要性なしの区分について記載すること  
※ 2 必要性ありの場合については該当品を示すこと

1 9 契約納期への影響

※ 有り、無しの区分について記載すること

2 0 その他事項

注 不要な文字は削除して使用する。

## インセンティブ契約制度に関する確認書

甲及び乙は、乙の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{原価改善提案} \\ \text{原価改善申告} \end{array} \right\}$  に関し、インセンティブ契約制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第7条第1項に基づき、次のとおり確認する。なお、この確認書と特約条項に相違が生じた場合には、特約条項の規定が優先されるものとする。

## 1 申請契約に関する事項

番号	調達要求番号	契約件名	契約金額 (税込)	契約締結日
1				
2				
3				

## 2 インセンティブ契約制度の適用方式

【記入例】 原価改善提案方式（コスト削減額確約型）

## 3 インセンティブ契約制度に関する事項

## (1) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の範囲

【記入例】 ○○式○○○の製造  
○○式○○○の修理役務

## (2) インセンティブ契約制度の適用期間

【記入例】 平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日（5年間）

## (3) 原価改善提案の方法

【記入例】 ○○工程における溶接方法の変更（細部は別添資料のとおり）

## (4) 原価改善によるコスト削減額

【記入例】 1機あたり○○円（税抜）

## (5) 適用期間の各年度でのインセンティブ料

	原価改善提案の採用決定日から契約締結日までの経過年数				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
インセンティブ料	円	円	円	円	円

(6) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

【記入例】 申請契約が特約条項第10条第2項第1号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参加者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。

(7) その他の必要な事項

年 月 日  
第 号

甲

乙

注 不要な文字は削除して使用する。

インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項

(原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、採用及び認定日以降のインセンティブ契約制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

第2条 この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく削減額、契約金額に含まれるインセンティブ料及びインセンティブ契約制度の適用方式は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
インセンティブ料	
適用方式	

3 前項において、この契約のインセンティブ料が確定していない場合、甲及び乙は、インセンティブ料の確定後、当該確定に伴う金額と契約金額との差額相当額を減額し、又は国庫に返納するための措置をとる。

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料及び適用方式の記載例】

(1) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合 ((3)の場合を除く。)

コスト削減額	1機あたり 〇〇〇円
インセンティブ料	1機あたり 〇〇〇円
適用方式	原価改善提案方式 (コスト削減額確約型)

(2) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額 及び インセンティブ料	インセンティブ契約制度に関する確認書（第〇号。〇.〇.〇）第3項により甲が実施する原価監査によって確定する。
適用方式	原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）

(3) 確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条項を適用する場合

コスト削減額	1機あたり 〇〇〇円
インセンティブ料	インセンティブ契約制度に関する特約条項第6条第4項の規定により、契約金額に含まれるインセンティブ料なし。
適用方式	原価改善提案方式（コスト削減額確約型）

注 不要な文字は削除して使用する。

〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇. 〇〇. 〇〇

## インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

契約担当官等

次表<sup>※1</sup>に掲げる契約は、契約企業が防衛省のインセンティブ契約制度を利用し、原価改善によって調達価格を削減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の原価改善に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（〇〇第〇〇〇号。〇〇. 〇〇. 〇〇）第〇項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの
- イ 契約の相手方が、削減割合が20パーセントを超える原価改善によって、インセンティブ契約制度の適用期間に締結する契約を履行する約束をしたもの

対象契約一覧表

番号	制度の適用を受ける 契約の件名	作業効率化を行う前の契約			随意契約に よる理由	制度の 適用 決定日	制度の 適用終 了年度	新規参入の申込みに 必要となる要件	公示 への 掲載日	提出先 (問合せ先)
		契約 年度	契約金額 (税込)	数量						
1					ア		同種契約の履行に必要な技術・特許・製造設備等を申込者又はその下請負企業が保有していることを証明するとともに、制度の適用終了年度において、〇〇円（単価） <sup>※2</sup> 以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす確認書を含む特約条項が付帯されます。）			
2					イ		制度の適用終了年度において、同種契約を〇〇円（単価） <sup>※2</sup> 以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす確認書を含む特約条項が付帯されます。）			

注1 対象契約一覧表を別様として公示して差し支えない。この場合、※1は「別添の対象契約一覧表」に書き換えるものとする。

注2 ※2には、制度の適用を受ける契約の相手方の確認書に規定するコスト削減額を記載する。

注3 注1から注3及び不要な記述は、この様式を実際に公示する際には削除する。

## 価格削減確認書

甲及び乙は、乙の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{原価改善提案} \\ \text{原価改善申告} \end{array} \right\}$  に関し、インセンティブ契約制度に関する

特約条項（以下「特約条項」という。）第7条第1項に示される確認書と同等の内容の事項を、次のとおり確認する。

## 1 契約に関する事項

番号	調達要求番号	契約件名	契約金額 (税込)	契約締結日
1				
2				
3				

## 2 インセンティブ契約制度に関する事項

## (1) インセンティブ契約制度の適用期間

【記入例】 平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日（5年間）

## (2) 価格削減額

【記入例】 1機あたり〇〇円（税抜）

## (3) 適用期間の各年度での価格削減インセンティブ料

	当初の原価改善提案の採用決定日から契約締結日までの経過年数				
	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
価格削減 インセンティブ料	円	円	円	円	円

## (4) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

【記入例】 契約が特約条項第10条第2項第1号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参加者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の



適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。

(5) その他の必要な事項

年 月 日  
第 号

甲

乙

注 不要な文字は削除して使用する。

インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項  
 (価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(価格削減額及び価格削減インセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、価格削減確認書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した価格削減確認書に規定する価格削減額を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれる価格削減インセンティブ料等)

第2条 この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく価格削減額及び契約金額に含まれる価格削減インセンティブ料は、次の表のとおりとする。

価格削減額	
価格削減インセンティブ料	

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料及び適用方式の記載例】

価格削減額	1機あたり	〇〇〇円
価格削減インセンティブ料	1機あたり	〇〇〇円

注 不要な文字は削除して使用する。